家事労働について

--- 竹中恵美子著作集第Ⅵ巻を読む ---

On the Domestic Work (Unpaid Work):
A Review of Works of Emiko Takenaka, Vol. VI

松野尾 裕 Hiroshi Matsunoo

はじめに

- I 家事労働研究の基本視座の設定
- Ⅱ 家事労働研究の発展
 - (1) V. ビーチ
 - (2) 欧州議会女性の権利委員会「女性の非賃金 労働の評価に関する報告書」
 - (3) S. ヒメルワイトと久場嬉子
- Ⅲ 家事労働研究の今後に向けて
 - (1) 自立とケア
 - (2) ワークシェアリング
 - (3) 「時間確保型社会化 |
- Ⅳ 考察-ケイパビリティを高めるために

はじめに

竹中恵美子氏は、1952年に大阪商科大学(旧制)を卒業後、大阪市立大学経済学部に助手として就職され、研究者の道を歩み出された。それ以後半世紀にわたり一貫して女性労働研究を推し進められ、多くの論文・著書を発表してこられた⁽¹⁾。

(1) 関西女の労働問題研究会・竹中恵美子著『竹中恵美子の女性労働研究50年 - 理論と運動の交流はどう紡がれたか』ドメス出版、2009年。竹中氏の研究活動は、同時代の国内外の学術文献に広く目を配った理論的探究と論争への適切な関与、そして労働組合運動や市民運動との連繫によって深められた。松野尾裕「竹中恵美子先生と仲間たち:経済学と出会うときーディーセント・ワーク(人間としての尊厳ある働き方)を求めて一」『地域創成研究年報』第6号、愛媛大学地域創

そして2011年からは、ご自身によりそれらの著作を再編集され、全7巻からなる著作集の刊行に取り組んでおられる⁽²⁾。

著作集の『第Ⅵ巻 家事労働(アンペイド・ワ ーク)論』では、氏が研究のパイオニアとして取 り組んでこられた、労働市場に供給される女性の ペイド・ワーク (paid work, PWと略記, 有償労 働=賃労働) における男性との賃金格差や労働条 件の種々の男女差別等の問題の究明から、さらに 視野が広げられ. それらの問題群が家庭内で供給 される女性のアンペイド・ワーク (unpaid work. UWと略記、無償労働)の問題と深く結びついて いることの究明へと、女性労働研究の一段の深 化・拡大が図られている。そのことはまた同時 に、従来の経済学が市場の賃労働のみを研究対象 として、家庭内で営まれる無償労働(=家事労働) を視野に入れていなかったことを明白にし、経済 学にそのことへの根本的な反省をせまるものと なっている。

本書は氏の次の方針にしたがって編集された。

成研究センター、2011年所収を参照。

(2) 竹中恵美子著作集全7巻の構成は次の通りである。 『第 I 巻 現代労働市場の理論』、『第 I 巻 戦後女子 労働史論』、『第 II 巻 戦間・戦後期の労働市場と女性 労働』、『第 IV 巻 女性の賃金問題とジェンダー』、『第 V 巻 社会政策とジェンダー』、『第 IV 巻 家事労働(ア ンペイド・ワーク)論』、『第 II 巻 現代フェミニズム と労働論』明石書店、2011年~。

「第VI巻を編むにあたっては、日本の家事労働論 と国際的な家事労働論との交点をできるだけ浮き 彫りにすることを念頭に置いて、次の三部に分け ることにした。第 I 部では、資本主義経済システ ムと家事労働との関係性、ならびに、資本蓄積に 伴う家事労働の動態について述べ、 第Ⅱ部では、 家事労働論の新段階を拓くことになった1990年代 以降のUW論と、その日本的特徴を明らかにし、 併せて、80年代、90年代の日本における家事労働 論争を取り扱った。第Ⅲ部では、「セカンド・ス テージに立つ家事労働論 | と題して、「ケア不在 の男性稼ぎ手モデルしから「ケアを男女が共有す る個人単位モデルトに向けて進みつつある先進事 例を挙げ、家事労働論争の今日的課題とは何かを 論じた。そして最後に、日本の介護保険法成立前 後を中心に、日本の介護の社会化の実態を論評し た〈付論〉を加えた $|(\mathbf{p}, 286)^{(3)}|$ 。

各部の章の構成は次の通りである。

第 I 部 資本主義と家事労働

第一章 資本主義と家事労働 - その関係性 (初出1984年)

第二章 現代家族と家事労働 - その変遷と現 在・未来(同1994年)

第Ⅱ部 1990年代以降の家事労働論争とアンペイド・ワーク論

第三章 家事労働論の新段階-アンペイド・ ワークとその社会的評価 (同1996年) 第四章 アンペイド・ワーク (無償労働)と 社会政策-新しい社会システムに向けて(同1998年)

第五章 家事労働論の現段階 - 日本における 争点とその特質(同2002年)

第Ⅲ部 セカンド・ステージに立つ家事労働論 第六章 自立とケアを考える(同2003年)

第七章 いま必要とされるワークシェアリン グ論議とは(同2004年)

第八章 転換点に立つ男女雇用平等政策 - 新 しい社会システムの構築に向けて(同 2003年)

第九章 セカンド・ステージに立つ家事労働 論-「ケアレス・マン」を超えて(同 2009年)

付論 「高齢社会をよくする女性の会・大阪」 会報・巻頭言(1995年~2001年)

収録された9つの論文のうち第一章の論文が最も早く発表されたもので、初出は1984年である。1984年は「働く主婦の時代」が到来したといわれた年であり、同年を境に日本では雇用の場で働く主婦の数がいわゆる専業主婦の数を上回るようになった(p.68)。次いで第二章からは、1994年以降90年代に発表された論文3本、2002年から04年に発表された論文4本がほぼ発表順に収録されている。第九章の2009年の論文は、自らの家事労働研究を回顧し総括したものである(4)。

以下では、まず各章の内容を紹介し、次いで若 干の考察を試みることとする⁽⁵⁾。以下、敬称略。

⁽³⁾ 竹中恵美子『竹中恵美子著作集第VI巻 家事労働(アンペイド・ワーク)論』明石書店,2011年からの引用・参照頁数は、註記ではなく文中に括弧書きで記す。以下同じ。

⁽⁴⁾ 本書の「基本関連文献」として、竹中氏の「労働力 再生産の資本主義的性格と家事労働 - 家事労働をめぐ る最近の論争によせて」(初出1980年)と「女子労働 論の再構成 - 雇用における性別分業とその構造」(同 1985年)の2論文を、特に第 I 部との関連で参照すべ きことが指示されているが(p. 16, p. 288)、本稿では これらには立ち入らないこととする。これらの論文は 著作集第 II 巻 (未刊)に収録されることとなっている ので、同巻の刊行をまって、稿を改めて論じたい。

⁽⁵⁾ 家族、世帯、家庭という言葉(family, household, home)について説明しておこう。一般的に、家族は婚姻関係及び血縁(親子・兄弟)関係にもとづく社会単位であり、世帯は生産・消費・再生産(生殖)などを営むための生活(共同居住。単身の場合を含む)の単位である。家族と世帯が一致する場合もあるし、そうでない場合もある。同性婚による家族や、家事奉公人や同居人などを含む世帯もあり得る。本稿では、基本的に、近代家族(男女各1人と未婚の子どもで構成される家族。子どもがいない場合を含む)を議論の対象とし、家庭は近代家族の世帯を意味するものとする。家事労働(domestic work)を論じようとする場合、これら3つの概念のいずれもが必要である。

I 家事労働研究の基本視座の設定

第一章は、1983年に開催された日本女性学研究会サマーセミナーでの研究発表をもとにしてまとめられた論文である。竹中は、同サマーセミナーで上野千鶴子が行った問題提起⁽⁶⁾を受けとめながら、自身の家事労働研究の視角を提示している。

竹中の定義によれば、まず研究の対象とする家 事労働とは. 賃労働者家庭において日々家族の生 活と一体となって営まれる労働力の再生産のため の諸労働であり、生命を維持するための精神的あ るいは肉体的な労働(=エネルギーの支出)をし 得る能力が労働力である。つまり「家庭で行われ ている妊娠から墓場までのさまざまな生命維持に 関わる労働。それらを総括して家事労働といいた いと思います」(p. 21)。その家事労働を分析する ための視点は、家族における家父長制=性支配を 資本主義社会の階級支配が取り込んでいる構造を 明らかにすることにある。つまり「問題はどこに あるのかというと、物質的財貨の生産領域と生命 の直接的な生産領域との関係が、十分説明されて いないということだと思います。……〔従来の〕 経済学の中には家族というカテゴリーが理論体系 の中に包摂されていないのです | (p. 23 - 24)。 そ して政策論として、家事労働がかかえる問題を解 決するための「社会化」の課題(労働政策、社会 保障政策等)を明らかにすることである。つまり 「社会的な生産と労働力の再生産のための全体の 再生産システムを、どういうふうに形成していく のかということでもあると思います」(p. 25)。そ して竹中は、女性の賃労働者化が進む中で、女性 は家事労働(アンペイド・ワーク)と賃労働(ペ イド・ワーク)という「二重の負担」を強いられ ることになり、「結局この過程は、女性が次第に 矛盾の焦点に立つことになる過程だといってもよ いでしょう」(p. 36)と述べている。

家事労働がかかえる問題を解決するための方向 は「二面作戦」だと竹中はいう。すなわち、第1 の方向は、家事労働の「社会化」である。その場 合「社会化の中身は、資本主義的社会化(資本主 義的商品やサービス化)を一方的に進めるという ことではなくて、市場原理の修正というか、労働 者階級の要求をつきつけていく中から、労働者階 級のコントロール機能を反映させる形で、共同体 的な生活様式を、国家の政策を通してつくり出し ていくことが、1つの方向ではないかということ です」(p. 45)。第2の方向は, 家事労働の「再生」 である。すなわち「家事労働を人間の生命活動を 創造的に生産していく活動であるという側面から 捉えるならば、あるいは、生き生きとした生活の 意味をつくり出す労働としての側面を持ち得ると するならば、そういう労働を再生していく方向 を. もう一面では考えていく必要があるのではな いかと思います」(同)。そしてこの二面作戦のた めには、①「家事労働を男女両性の基本的営み」 と認める労働条件を確立すること (p. 46). ② 「家 事労働を私的な領域から開かれた社会システムへ と編成しなおしていく」こと (p.48-49), ③家 事労働を経済的(=金銭的)に評価する社会保障 制度を確立すること (p.50) が必要である, と竹 中は論じている。

第二章は、「現代家族」をテーマにした市民教育講座の一齣として行われた講演をもとにしてまとめられた論文である。そこで竹中はまず、性役割分業(=性別分業。女性は家庭にいて家事をし、男性は外に出て稼ぐという、女性の無償(=無収

性による女性に対する権力的支配構造)を、資本制 = 階級支配の論理から切り離して、自律的な論理として徹底的に追究し、その地点から資本制の矛盾を突くところにある。その後上野は、家事労働をケアと捉え直し、ケアされる者の主体性に視点を定めた議論を展開している。同『ケアの社会学 - 当事者主権の福祉社会へ』太田出版、2011年。

⁽⁶⁾ 上野千鶴子「資本制と家事労働-マルクス主義フェミニズムの問題構成」日本女性学研究会1983年サマーセミナー・プロジェクトチーム編『女性解放の視点からみた家事労働』1984年所収。上野の家事労働論の発展は、上野千鶴子『家父長制と資本制-マルクス主義フェミニズムの地平』岩波現代文庫、2009年に示されている。上野の議論の特徴は、家父長制=性支配(男

入) 労働への割り当て) が今日なお根強く、壊れ ないのはなぜかと問い、「それは性役割分業とい う秩序を崩したくないという力が、この社会に働 いているからだと思わないわけにはいきません | と答えている (p.55)。資本主義社会における企 業が性役割分業を壊さない理由は次の4点にまと められる。すなわち、第1に企業は「ギリギリま で〔男性の〕労働時間を延長することができる こと (p.60), 第2にパート, 派遣, 内職といっ た「終身雇用でない〔女性の〕働き方は、企業に とって歓迎される働き方」であること (p.61), 第3に「家庭の中で行われている労働は、育児に しても介護にしても家庭の中の主婦役割になって いる限り、タダですますこと」ができること (p. 62) そして第4に家父長制(男性による女性に 対する権力的支配構造)こそが無償の家事労働を もっぱら女性に割り当てていること (p.63), で ある。

したがって性役割分業を終焉させるためには、 上記の4つの点についてそれぞれ、男性の労働時間を短縮すること、女性の雇用を安定化させること、家事労働を経済的(金銭的)に評価すること、そして家事労働を男女が共に個人単位で担うこと、が求められる。これはすなわち家父長制を支えている物質的基盤を解体することにほかならない。

竹中は、人間にとって「それぞれの家族・個人が独自な生活文化をつくり出す」(p.74)ことの大切さを説いている。そのためには第1に、家事労働の時間が確保されなくてはならないのであり、とりわけ男性の職業労働(雇用労働)の時間を短縮する必要がある。「〔職業〕労働時間を短縮していくことは、家事労働を社会的に必要なもの

として認知していくということでもあるのです。 もちろん. 従来の性役割分業家族を前提にして, 主婦役割としての家事労働を重要視するというの とは、まったく異質であることはいうまでもあり ません。また、労働時間を短縮することによって、 賃金が減っては困ります。賃金が減らないで労働 時間短縮という状態を確保していくことは、家事 労働を社会的に必要な労働として認知していく方 法に他ならないわけで、これがまず第1の点で す」(p.74)。第2に、家庭における育児や介護の 労働を社会的労働として認知するためには、 それ らの労働を経済的にすなわち所得保障という形で 評価する必要がある。「たとえば、育児について いえば、保育所に子どもを預けて働き続けるとい う方法もありますが、 育児の期間、 家庭にあって 育児をする、それに対して時間を確保するだけで はなく一定の所得の保障をしていくといった。育 児休暇権あるいは介護のための休暇権といったも のを、1つの労働条件として確立していくという ことも重要でしょう。これは、家事労働の中の育 児や介護といった極めて重要な労働を、社会的に 認知していくということでもあると思います」(p. 75)。

竹中の主張の要点は、「家事労働の社会化は、単に家庭からの外部化だけを意味するものではない」(\mathbf{p} .77)のであって、家事労働のための時間確保と所得保障の重要性を論じているところにある $^{(7)}$ 。

Ⅱ 家事労働研究の発展

(1) V. ビーチ

第三章は、1980年代以降の家事労働についての

光生館,1993年,所収,54頁を参照。同論文は安川悦子『フェミニズムの社会思想史』明石書店,2000年に「第二章 資本主義と家事労働-家事労働の経済学的位置」として収録されている。安川への竹中の反論は第三章で詳しく述べられている。

⁽⁷⁾ 竹中は、自説に対する批判的見解として安川悦子が、家事労働は「経済的強制の磁場の中にある……かぎり、「新しい生活文化を創造する自由な労働の権利」にはとてもなりえない」と主張していることを紹介している(p. 76)。安川悦子「家事労働の経済学 - その社会化の行方」中川清・松村祥子編著『生活経済論』

議論において示された(竹中への批判を含む)諸 論点を整理・検討し、自身の見解を論じたもので ある。まず竹中は、「労働力の女性化(フェミニ ゼーション) が進行した80年代における家事労 働の変容のなかで、議論の新たな展開を拓く上で 大きな貢献をしたものとしてヴェロニカ・ビーチ (V. Beechey) の主張を高く評価している (8)。 竹 中によれば、「ビーチの主張のもっとも大きな特 徴は、資本制と家父長制をそれぞれ生産(市場領 域)と「人間の〕再生産(家族領域)に配当し、 その相互関係を論じた(したがって生産を性に中 立的な概念として捉えた)70年代マルクス主義 フェミニズムの多くの議論とは異なり、「ジェン ダーは生産の領域でも再生産の領域でも共に作用 ししジェンダーは家族領域内でのみ作用するも のではないこと、したがって「家族は女性抑圧の 唯一の特権的場所ではなくて、他のいくつかの中 のひとつの場所である | ことを明らかにしたこと である。……そしてもうひとつの特徴は、再生産 概念を家族の分析に限定することに反対し……社 会的再生産という概念を提示していることであ る。その結果ビーチは、社会的再生産領域とその 分析課題を次のように述べている。「社会的再生 産の領域は、労働力が生産されるひとつの場所で あるだけでなく、また消費と他の種類の労働-例 えば家事や自発的労働が行われるひとつの場所で ある、ということである。私たちに必要なのは、 さまざまな種類の労働が、さまざまな領域で構造 化されてきたその過程を分析することであり、ま たそれが公的領域と私的領域の間を動いてきたそ の道筋を明らかにすることである」と」(p.86-87).

ビーチは、家庭におけるアンペイド・ワークに よる人間の再生産を私的ではなく「社会的」再生 産として捉えるべきだと述べているのであり、し たがって「ビーチは、既存の経済概念が、市場= 経済領域とする考え方に立ってきたことを批判 し、経済概念をペイド・ワークとアンペイド・ワ ークを含む領域概念として再構成すること、アン ペイド・ワークの主要な一形態である家事労働 を、経済分析の対象領域とすることを主張してい る。その上で、ペイド・ワークとアンペイド・ワ ークに分けるジェンダー機能をいかに理論化する か、これこそがこれまでの分析の欠落した部分で あると主張している」(p.88)。さらにビーチは, 家事経済領域のみならず市場経済領域について も、「歴史・人類学的分析を導入」して、家父長 制分析を進めるべきことを主張している(p.89)。 そして、社会的再生産は家事労働領域に加え、パ ブリック・セクターの社会福祉領域をも含むもの として捉えられる(同)。以上のようなヴェロニ カ・ビーチの議論は、竹中の家事労働論を補強 し、さらに竹中の主張の発展の方向を導くものに なったといえる。

竹中の家事労働論を批判したのは安川悦子であ る。安川によれば、第1に、家事は資本主義的蓄 積によって徹底的に掘り崩されていくのであって (=サービス経済の進展)、家事労働の「社会化」 とは結局家事労働の消滅にほかならないのであ る。第2に、家事労働に生活文化創造の役割を見 出すことは、「資本の強制のもとにおかれる労働 力商品生産工場」としての家庭の役割を見誤った 「ロマン主義」である。こうした安川の主張に対 し、竹中は次のように反論している。第1に、家 事労働の社会化(=外部化)が資本主義的蓄積の 傾向であることは当然であって、主婦の雇用労働 力の創出と家事サービス市場の形成とは「生産と 再生産の接合の新しい調整様式|を生み出す過程 である。「しかし重要なことは、この家事労働の 分解過程は、必ずしもストレートに進行するもの

⁽⁸⁾ V. Beechey, *Unequal Work*, Verso, 1987. ビーチ/ 高島道枝・安川悦子訳『現代フェミニズムと労働-女 性労働と差別』中央大学出版部, 1993年。V. Beechey, Rethinking the Definition of Work: Gender and Work,

in J. Jenson, E. Hagen and C. Reddy, ed., Feminization of Labour Force: Paradoxes and Promises, Polity Press, 1988.

ではない。家事労働の社会化の現実的条件は所得諸階層によって異なるし、……まさしくビーチも言うように、七〇年代以降の資本蓄積過程で、女性にのみパート労働というジェンダー・バイアスのかかった就業形態を生み出してきたのであり、家事労働の社会化の様相は、企業、国家、労働組合などの社会的アクターの性格の如何にもとづくものであって、決して技術決定論的に決定されるものではない。……家事労働社会化におけるジェンダー分析こそ、それぞれの国の具体的な分析によって果たされねばならない課題」なのである(p. 92-93)。この課題を果たした上で、第2に、家事労働を「女性抑圧の物質的基盤」から解放し、「変しいた」とはまたが思った。

「新しい生活文化を創造する自由な労働の権利として、生活時間のなかに位置づける必要がある」といっているのである。「権利として位置づけるということは、この家事労働を社会的に必要不可欠な労働として評価することに他ならない。その場合、これが男女両性の権利であることはもちろんであるが、その社会的評価方法は、生活時間確保のための労働時間短縮要求(つまり時短の二分法・労働と余暇 - から、三分法・労働と余暇と家事労働 - へ)として具体化される」(p.94)。

そして竹中はこう結論する。「問題は、家事労働自体が解体すべき対象なのではなく、家事労働が女性抑圧の基盤となってきた社会的なありよう、つまり、それが社会的に必要不可欠な労働であるにもかかわらず、見えざる労働としてきた市場と家族への労働世界の分裂、しかも見えざる労働を女性役割としてきた家父長制構造こそが、解体すべき対象なのである。したがって必要なのは、家事労働を「見えない労働」から「見える労働」へ転換していくこと、しかもこの労働を女性役割としてきた構造から解き放つことなのである」(p. 95)。

久場嬉子は「家庭における労働の評価」につい て次のように問題提起をした。すなわち「労働力 とは、生きている人間の労働能力であり、育児、家事そして病人や高齢者の介護などによって、その日々の維持と回復が、かつ世代的な再生産が可能となっている。このようにみるならば、いわゆる家事労働といわれているものは、人間の日々、かつ世代的な「再生産労働」として定義され、かつ生産活動の前提である人間の再生産に不可欠な社会的な労働として明確に把握されねばならない」(9)。そして、家事労働の社会的および経済的評価においては「無償の再生産労働をめぐって存在している性差別や性別分業を解消するフェミニスト・ポリシーの視点」に立つことが必要である(10)、と。

この久場の問題提起を竹中は積極的に受け止めた。そして、家事労働の社会的および経済的評価についてこう述べている。すなわち、家事労働を社会的に評価するというのは、「家事労働時間として社会的に認知し、権利として要求する」ということであって、「必要な家事労働時間を生活権として保障するための、労働時間短縮(賃下げ無しの)の要求」という形をとることになる(p. 100)。家事労働のうち育児と介護については経済的(=金銭的)評価が可能であり、経済的評価を行う場合、単に「市場原理」の適用(たとえば機会費用の適用)であってはならず、「生存権保障の原理」(個人単位による社会保障制度の設計)によらなければならないのである(p. 99)。

家事労働がなぜ無償なのかをめぐる議論(中川スミと大沢真理による論争(川))を総括して、竹中は、論点を賃労働者家庭(近代家族=核家族)の家事労働がなぜ無償であるのか、そしてその家事労働をなぜ女性(妻)が担っているのかに限定すべきであるとした上で、「家事労働が無償であるわけは、社会的に必要不可欠な労働であるにもかかわらず、市場と家族へ労働世界を分裂させてきた独特な労働力商品化体制にある〔中川説を承

⁽⁹⁾ 久場嬉子「家庭における労働の評価」社会保障研究 所編『女性と社会保障』東京大学出版会, 1993年所収,

⁷⁸頁。

⁽¹⁰⁾ 同上書, 91頁。

認〕。そしてこの見えざる労働(無償労働)を女性役割としてきたものこそ,家父長制である〔大沢説を承認〕〕とまとめている(p. 102-103)。

理論的に説明するならば、家父長制のもとでは家庭の中で妻は自己の労働力の完全な処分権を有しておらず、妻による家事労働は直接的には夫に領有されている。その家事労働が無償である。つまり対価がない(事実として、夫は対価を支払えない)ということは、資本・賃労働関係の中では、夫の賃金に家事労働の対価に相当する部分が含まれていないということであり、つまり家事労働は不払労働であるということであって、「究極的にはこの不払労働部分は、資本の剰余価値として〔資本に〕領有されるという構造を持つ」のである。「無償の家事労働の領有が家父長制を支え、夫の妻への権力構造を形作るが、同時に資本にとって

「無償の家事労働の領有が家父長制を支え、夫の 妻への権力構造を形作るが、同時に資本にとって も利益をもたらすがゆえに、労働力再生産の家父 長制的様式が資本制にとっての存在意義を持つと いえる」のである (p. 104-105)。

今日, 家庭内の性役割分業を前提とした世帯単位の家族賃金が批判され, 個人単位の賃金への移

行が求められているが、「本来、労働力の価値は 労働力の世代的再生産を前提にしている」(傍点 は原文)のであるから、「労働力の価値」には、 個人単位賃金に加え「世代的再生産をパブリック で担う社会保障」の費用が含まれると解されなけ ればならない(p. 109)。ここには、労働力の再生 産を、家事労働領域に加え社会福祉(社会保障) 領域をも含めて「社会的再生産」として捉えよう とするビーチの議論が生かされている。

(2) 欧州議会女性の権利委員会「女性の非賃金 労働の評価に関する報告書|

第四章は、女性のアンペイド・ワークについての社会的な評価に関する国際的な取り組みとその社会保障政策への反映の問題を論じている (12)。1980年にILOは「女性は全世界の3分の2の労働を担っている。にもかかわらず、女性の受け取る収入は全体の10%でしかない。そして女性が所有している資産は1%以下でしかない」と発表した(p.118-119)。1991年にOECDは「構造変化の形成と女性の役割-ハイレベル専門家会合報告

性の10年がスタート。1977年、日本の総理府(当時) に婦人問題企画推進本部設置,「婦人の10年国内行動 計画 | 発表。1979年,女性差別撤廃条約採択。1980年, 国連女性の10年中間年世界会議第2回で「国連女性の 10年世界会議決議」採択。1981年,女性差別撤廃条約 発効(9月3日), ILO「家族的責任平等条約」(156 号条約及び165号勧告)採択。1983年、ILO 「家族的 責任平等条約」発効(8月11日)。1985年, 国連女性 の10年最終年世界会議第3回で「2000年に向けての女 性の地位向上のための将来戦略」採択。同年、日本が 女性差別撤廃条約に署名。1990年、「2000年に向けて の女性の地位向上のための将来戦略」の実施に関する 第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論。1995年、北 京世界女性会議で「行動綱領」採択。1995年、日本が ILO「家族的責任平等条約」を批准。1999年、日本で 男女共同参画社会基本法成立。2000年、北京プラス5 による2000年会議。2001年、日本が「男女共同参画基 本計画」発表。2005年,「男女共同参画基本計画(第 2次)」発表。竹中恵美子『変革期に生きる女たち-次世代に語り継ぎたいこと』ウィメンズブックストア ゆう、2008年、100~101頁を参照。

⁽¹¹⁾ 中川スミ「家事労働と資本主義的生産様式-私的・ 無償労働としての家事労働の性格づけをめぐって1 『高田短期大学紀要』第5号,1987年所収。大沢真理 「家事労働はなぜタダか-働きすぎ社会と女の時間の 価値」 『窓』 第18号, 1993年所収。中川が家事労働の 無償性の根拠を「市場=社会的分業の体系から排除」 されていることに求めたのに対し、大沢は家父長制す なわち夫による妻の家事労働の「領有」こそが家事労 働の無償性の根拠であるとし、さらに大沢は無償労働 を奴隷による労働などへ拡張しようとした。これらの 議論を発展させて、大沢と中川は以下の論文を著し た。大沢真理「「家事労働はなぜタダか」を手がかり として」『社会科学研究』第45巻第3号、東京大学社 会科学研究所, 1993年所収。中川スミ「家事労働は「搾 取」されているのか-大沢真理氏の「「家事労働はな ぜタダか」を手がかりとして」を読んで」同所収、大 沢真理「「家事労働は「搾取」されているのか」に答 えて」同所収。

^{(12) 1975}年に国際女性年世界会議第1回で「世界行動計画」が採択されて以降の国連と日本における主な男女 平等への政策的取り組みは次の通り。1976年, 国連女

書」を発表し、その中で「従来は、「家族という 従者を従えた成人男子労働者」が労働者の標準モ デルとされていたが、男女が対等に市場に出て いっている状況では、そういうモデルに従った政 策はもはや今日の社会に合致しない。これまでの 労働者モデルは、アンペイド・ワークは女性が担 うという性役割分業システムで、このシステムを 前提にした政策は変えなければならない」と述べ られた(p. 120)。1993年には欧州議会の女性の権 利委員会が「女性の非賃金労働(unwaged work) の評価に関する報告書」を発表した(p. 122)。そ して1995年の北京世界女性会議で採択された「行 動綱領」には「無償労働を国民経済統計のサテラ イト(補助)勘定の形にして、統計上明確にその 数値を表すようにする」と記された(p. 119)。

こうした国際社会の動きに押されて日本では、1997年に経済企画庁(当時)が「無償労働の貨幣評価についての報告」を発表した(13)。日本の場合、1980年代には税制や社会保険制度によって「専業主婦優遇政策が強化されて」いたから(p. 120)、その意味では、経済企画庁の取り組みは、

①労働概念が拡げられたことに加え、②女性の自立戦略や③国・地方自治体の対策(政策)の見直しが迫られることになったという点で一定の意義を持つものであった(p. 127)。

そして竹中はこう問い質す。「問題は、アンペイド・ワークの評価の目的は何かということです。それは日本でいわれていたような専業主婦の役割の評価ではなくて、ペイド・ワーク(有償労働)とアンペイド・ワーク(無償労働)の性によるアンバランスな配分を是正するところに目的があります。……問題はどのくらいの額になるかというだけではなく、さらにそれをどう社会的に目にみえる形で制度・政策の中に具体化していくかです」(p. 121)。この政策の具体化を考える上で竹中が注目しているのが、1993年に欧州議会女性の権利委員会が発表した「女性の非賃金労働〔=無償労働〕の評価に関する報告書」に示された諸施策である。

竹中のまとめているところによれば、その施策 とは、①「労働時間短縮」、②「育児や家事など のケアに関するアンペイド・ワークの社会保障制

(13) 経済企画庁経済研究所・国民経済計算部編『あなた の家事の値段はおいくらですか? - 無償労働の貨幣評 価についての報告』1997年。調査では、「社会生活基 本調査」(総務庁(当時)統計局)を用いて、「家計」 の活動のうち「家事(炊事、掃除、洗濯、縫物・編物、 家庭雑事),介護・看護,育児,買物,社会的活動」 を無償労働とし、無償労働時間が算出された。1991年 時点で1日1人当たり週平均,有償労働時間が男性5 時間46分,女性2時間59分,無償労働時間が男性0時 間30分、女性3時間57分である。有償と無償を合わせ ると男性よりも女性のほうが労働時間が長い。無償労 働時間を金銭的に評価するために次の3つの方法が用 いられた。①機会費用法。これは家庭の無償労働に従 事したことにより得られなかった有償労働に従事すれ ば得られたであろう賃金の額で評価する方法である。 調査では「賃金構造基本調査」(労働省(当時)) に基 づく全産業平均賃金が用いられた。②代替費用法:ス ペシャリスト・アプローチ。これは家庭の無償労働と 類似したサービスに従事している専門職種の賃金で評 価する方法である。調査では「賃金構造基本調査」の 職種別男女平均賃金が用いられた。③代替費用法: ジェネラリスト・アプローチ。これは家庭の無償労働 を代替させるために雇った家事使用人の賃金で評価する方法である。調査では「一般在宅勤務者の賃金実態調査」(日本臨床看護家政協会)が用いられた。調査結果では、1991年時点の無償労働貨幣評価総額は①による計算で98兆円(GDP比21.6%)、②で84兆円(同18.3%)、③で66兆円(同14.6%)となった。

竹中は、評価の基礎となる無償労働時間の算出や、賃金の算出の仕方に問題が多く、「ジェンダー統計はこれからつくっていかなくてはならない」と述べている(p. 126-133)。そのための実践のひとつとして、竹中は、無償労働の貨幣評価を政府に任せておかないで、「実際にアンペイド・ワークをしている人の側から詳しい時間利用調査や労働の分析を行い、実態に基づく評価を出していく、そしてそれを、コンパラブル・ワース(男女同一価値労働同一賃金の原則)の運動の一つのステップにしていく」、例えば「公的介護保険法が成立したいま、市民サイドから介護労働を分析し、実際に介護に費やす時間や介護の具体的内容と、それぞれがどういう労働に匹敵するのかというような研究」を市民運動・労働組合運動として進めていくことを提案している(p. 137)。

度化」=育児・介護休暇と、それに対する所得保 障。③「アンペイド・ワークに従事してきた人の 再就職を容易にするための十分な職業訓練の供給 と. 家庭内で取得された能力の一定の社会的評 価 | ④「子育てのための雇用中断期間を年金受 給期間に含めるほか、環境の保護や障害をもつ個 人およびグループなどのコミュニティ活動を"基 本的社会活動"としてみる観点から、ボランティ ア活動に対して年金権を付与すること |. ⑤「婚 姻の地位のみに基づいた税控除の方式を改めると ともに、税政策の単位を女性と男性をカップルと してではなく、個人として課税することし、そし て⑥ 「扶養する子どもの数に応じた免税システ ム、ならびに子育て責任を負った人々に、第一子 から十分な児童手当てを支給すること」などであ る (p. 125 – 126)。

日本で取り組みが始まった男女共同参画とは. 「男性世帯主家庭のニーズだけに合わせてつくら れてきた制度を全部見直す」こと、「アンペイド・ ワークとペイド・ワークのバランスを欠いた性別 の配分を根本的に組み替え」るということにほか ならない (p. 135-136)。「「男女共同参画 | とは、 男性も女性も働く場に共同参画し、また家庭でも 共同に参画をしていくことですから, それを可能 にするために、女性の職場進出を積極的に進めて いく社会支援策, また, 男女とも職場と家庭とが 両立できるような社会的支援を政策として出して いくこと、がビジョンの取り組みの視点なので す。問題はこういう政策の方向を、具体的に実現 できるかどうか、それはまさにこれからの私たち の運動にかかっている」(p. 136) と竹中は述べて いる。

(3) S. ヒメルワイトと久場嬉子 第五章は、第三章の論文と接続させる形で、家 事労働をめぐる議論の推移が「労働からケアへ」 と特徴づけられること、そしてこの視点から積極 的に評価されるものとして久場嬉子の「ケアの経 済学」を論じている。

家事労働論を「労働からケアへ」という表現で特徴づけたのはスーザン・ヒメルワイト(S. Himmelweit)である⁽¹⁴⁾。「ケアをいかに理論分析するかが、1990年代に進展したフェミニスト経済学の新分野の一つの明白な特徴である」とヒメルワイトは述べた(p. 142)。家事労働研究の新たな方向を開拓したヒメルワイトの論文「〈無償労働〉の発見-〈労働〉の拡張の社会的諸結果」(1995年)の貢献について、竹中は次のように説明している。

「ヒメルワイトによれば、70年代以降の家事労働論、いわゆる「"無償労働"の発見」は、女性が家庭で行っている貢献を「労働」として認知し、目に見える形にしたという意義をもつとはいえ、そこで暗黙に前提されていた「労働」概念は、有償経済で支配的な商品生産賃金モデルのそれであった。そのことは、家庭内の労働や活動の一定部分を含むことはできても、ケアリングや自己充足活動のような個人的・情緒的・人間関係的な活動、言い換えれば、商品生産のための賃金労働とは異なる活動が見えなくされ排除されていく、と警告している。

そして、もし我々がケアリングや自己充足活動の社会福祉に対する貢献を認識したいと望むなら、労働の暗黙の定義にあてはまらない活動を「非活動」とする労働/非労働の二項対立を排して、二項対立のどちらの極にも適合しないような活動のスペースを意識的に創り出すことであり、それこそがオルタナティブな未来を構成する、と述べている。これは90年代以降の生活の質としてのケアに関する理論的・実践的課題を考える上で、転

No. 2, 1995. 久場嬉子訳「"無償労働"の発見-"労働"概念の拡張の社会的諸結果」『日米女性ジャーナル』第20号, 1996年所収。Susan Himmelweit, Caring Labor, in *The Annals of the American Academy of Political and Social Science*, Vol. 561, 1999.

⁽¹⁴⁾ Susan Himmelweit ed., Inside the Household: From Labour to Care, Macmillan Press, 2000. 同書に先立つ論文として、Susan Himmelweit, The Discovery of 〈Unpaid Work〉: The Social Consequences of the Expansion of 〈Work〉, in Feminist Economics, Vol. 1,

機をつくり出す問題提起的論文であったといえる だろう」(p. 144-145)。

ヒメルワイトは「ケアリングの行為の中にこ そ. ジェンダー的分業が赤裸々に現れる | と述べ た (p. 144) (15)。こうしたヒメルワイトらによる ケア論への研究の発展について竹中は「こうした 認識の新次元は、70年代の家事労働論争から断絶 したところから生まれたものではない」と指摘す る (p.147)。そして80年代以降, フェミニスト経 済学は、経済学の領域にジェンダー視点を持ち込 むことによって、合理的個人と自己調整的市場と を基本概念にして精緻な理論を構築した主流の経 済学が実はジェンダーに鈍感なままの「男性の経 験」に過ぎないことをあからさまに示すことと なった (p. 158)。竹中によれば、ヒメルワイトら に与してフェミニスト経済学の核心を的確に摑ん だのが久場嬉子である。竹中は久場からケア(ケ アリング・ワーク) 論を学んだといってよいだろ う。竹中は久場の主張を次のように紹介している。

「久場氏は……世帯や家族の中で行う子育てや世話などのケアは、特定の人格的(パーソナル)な関係を基礎としており、平均化・画一化・非人格化しにくい代替性の困難な点に特徴をもつ労働であり、市場労働・雇用労働とは異なること、したがって、「労働でも非労働でもなく、人間的な関係労働として、つまり「ケア」(ケアリング・ワーク)という協力労働として新しく概念化す」

べきだと主張している。そして久場氏は、「世帯 でのケア労働を、女性も男性もが担う社会的な人 間の再生産労働や協力労働」として捉え、世帯を ケアの供給組織とし、その世帯内で機能している 社会関係を,協力と対立の共存した「協力的対立」 (cooperative conflict) として把握すべきであると している」(p. 162)(16)。「しかも久場氏は、アマ ルティア・セン (A. Sen) がケイパビリティ (潜 在能力) に果たす世話や配慮の役割に注目してい る点を重視して、次のように述べる。これまでの 経済学では「いかにお金になる時間を効率よく設 定するか」に関心が注がれてきたが、それは所詮 商品奴隷化への道でしかない。人間の豊かさとは 金銭だけで計られるものではなく、時間の価値に 重要性がおかれなければならない。とりわけ、ケ イパビリティに果たすケア(世話や配慮)の役割 が重要だとすれば、それは女にとっても男にとっ ても生活の質として、それに関われる時間の確保 こそが必要だとしている | (p. 163)(17)。この久場 の主張に竹中は持論である「時間確保型社会化」 論との共通性を見出している。

安川悦子が、女性抑圧の物質的基礎は家事労働であるから、女性は市場での自分の労働力価値を高め、家事をしないで市場へ出て収入を得、それをもって家事労働代替材を市場から購入することにより、家事労働を解体するのだというのに対し(18)、久場はケアを重視する考えから家事労働

⁽¹⁵⁾ 竹中は、ヒメルワイトと共にジーン・ガーディナー (Jean Gardiner) の論説を重視している。竹中はガーディナーの主張をこう紹介している。労働力の女性化と家事労働の外部化=商品化が進行する中で、「型通りの家事労働がいちじるしく低下するにつれて、女性の家事労働の重要な特徴である対人関係労働がより目に見えるようになり…一方では、親業の情緒的で教育的側面は、肉体的ケアの供給に比べてずっと重要であるとされ、女性に対しその育児責任に焦点を当てるよう、一層の圧力がかけられている」(p. 144)。そして「利害の分かち合いと分岐が共存する世帯内部に、ジェンダー関係とパートナー間の関係によるマトリクス(その要因としては、パートナーの交渉能力・依存関係の性質・ケアリング関係のタイプが含まれる)があること」を前提として「世帯・市場・国家がどのよ

うな相互作用をし合うか」を探究することが課題となっている、とガーディナーはいう (p.145-146)。

⁽¹⁶⁾ 引用文中にある久場の文章の原典は、久場嬉子「"合理的選択"に関するフェミニスト・クリティークーケアの制度経済学試論」『進化経済学論集』第4集,1999年所収。

⁽¹⁷⁾ ここで紹介されている久場の主張の原典は、久場嬉子「ケアの経済学をめぐって」『グラフィケーション (GRAPHICATION)』第105号、FUJI XEROX、1999 年所収。

⁽¹⁸⁾ 安川の主張は、前掲論文(註7)に加え、次の論文で一層明快に説かれている。安川悦子「働く母親の生活時間(Time Budget)の研究-ペイドワークとアンペイドワークのジェンダー・ギャップ」『ジェンダー研究』第3号、東海ジェンダー研究所、2000年所収。

の解体ではなく、男女共に家事労働に関われるように、1日=24時間を有償労働の時間・家事労働の時間・遊ぶ時間・寝る時間各6時間とする「時間政治(time politics)」を提唱している。竹中はいう。「日本においては、後者の議論はいまだ緒についたばかりではあるが、21世紀における家事労働の社会化論は、単純な市場機能(メカニズム)に信頼をおくことではなく、ケアの供給組織としての世帯を、市場・国家(政府)との相互連関のもとに、どのようにジェンダー平等に向けて再構成していくか、その戦略こそが具体化されねばならない」と(p. 163)。

1997年の経済企画庁(当時)による「無償労働 の貨幣評価についての報告 | の発表により日本に おいてようやく緒についたアンペイド・ワークを めぐる議論において、竹中は貨幣評価に対する否 定的な議論を次のように3点に整理し、それぞれ の問題点を指摘している。第1に、家庭内の無償 労働の金銭的評価は、「女性の役割は男性の役割 と異なるがその重要性、価値という点では「同等」 であると主張し、「平等」ではなく「公平」とい う概念, 用語にこだわり」をみせるものであり、 社会福祉サービスの供給役割を国家から家族へと 逆行させることにつながるという議論である(p. 165-166)(19)。第2に、「家事労働やアンペイド・ ワークに傾斜し過ぎたかたちで女性労働が論じら れるのであれば、既存の労働研究とますます乖離 していかざるをえない」として、雇用労働や労働 過程のジェンダー分析が軽視されることを危惧す る議論である (p. 166-167) (20)。第3に、反市場 原理の立場からアンペイド・ワークの有償化(市 場化)を拒絶し、「ペイドワークをアンペイドワ ークに吸収する方向 | や「脱ペイメントの経済シ ステム」をこそ追究すべきだとする議論である (p. 168) ⁽²¹⁾。

これらのそれぞれに立場の異なる否定的議論に 対して竹中は次のようにコメントしている。第1 の議論について、竹中は「国連やILOの「労働と 家族責任との調和」を目指す政策の歴史的パース ペクティブからの評価については. 〔各国の政策 レベルでの〕現実の政策批判から導き出される評 価と混同してはならない」とする深澤和子の意 見(22)を支持した上で、無償労働の社会・経済的 評価の目的は「持続可能な社会を目指してPWと UWとを含む社会的資源を公平に分配するとい う. オルタナティブな経済社会の実現にある」と 指摘する (p. 166)。第2の議論は竹中に向けられ たものでもある。これについて竹中は、「UW論 を, 雇用労働の分析を軽視し, 労働概念を拡大化 し、労働分析の需要要因から供給要因へのシフト だと解釈するのだとすれば、それは間違いである。 ……UWの社会・経済的評価の問題とは、単に労 働力供給要因の重視ではなく、PWとUWがジェ ンダーによって編成されている社会システムそれ 自体の構造変革を提起することに他ならない。こ れまで拙稿では、この構造変革は、雇用労働の変 革を抜きにしては達せられないことを提起してき た」と反論する (p. 167)。 そして第3の議論につ いては、竹信三恵子がこの議論を論評して、「60 ~70年代に展開された欧州の福祉国家批判の背景 には、人間の生活に関わる部分について国家管理 のシステムが肥大化し、個人の創意や工夫まで国 が吸い上げてしまうかのような事態の進行への懸 念があった。これに対して日本では……「国家の 機能が肥大する」どころか、逆に、有償労働とし て公的に支えた方が安定的な部分まで女性のアン

⁽¹⁹⁾ この議論は、澁谷敦司「国連・EUの家族政策と女性政策 - ジェンダー視点からみた問題点」『女性労働研究』第33号、1998年所収。

⁽²⁰⁾ この議論は、木本喜美子「労働とジェンダー」『大 原社会問題研究所雑誌』第500号、2000年所収。

⁽²¹⁾ この議論は、川崎賢子・中村陽一編『アンペイド・

ワークとは何か』藤原書店,2000年所収の諸論文,特にアラン・リピエッツ,中村尚司,黒田美代子の各論
文。

⁽²²⁾ 深澤和子「女性労働と社会政策」木本喜美子・深澤和子編著『現代日本の女性労働とジェンダー - 新たな視角からの接近』ミネルヴァ書房、2000年所収、83頁。

ペイドワークに依存し、その労働力を買い叩いてきた。……日本社会の当面の問題解決には、「アンペイドワークの中の必要な部分はペイドワーク化する」という視点が必要」であり、さらに「アンペイドワークの評価については、単に「賃労働化する」だけでなく、アンペイドワークにかける時間を保障するなど、多様な保障方法と実践の試み」が必要だと述べていること (23) を支持している (p. 168-169)。

Ⅲ 家事労働研究の今後に向けて

(1) 自立とケア

第六章は、高等学校「家庭科」の教科書に掲載 された短い文章であるが、家事労働・ケアに関す る竹中の持論を明快に述べたもので、本書の導入 として読むにふさわしい。高等学校における家庭 科男女共修が全面実施されたのが1994年である。 それまで、「はじめに家族・家庭ありき」の立場 から性別役割分業を「再生産し、強化する役割を 果たしてきた」と見られがちであった家庭科は、 21世紀に入り、その内容を大きく革新した。すな わち「自立した個人(ジェンダーにとらわれず、 男女を対等な個人とみる)を出発点とし、自分自 身で人生を主体的に選び取っていく力を養う教科 として、明確に位置づけられることになった」(p. 180)。そして、衣・食・住・保育などを「「生活」 として、人の一生というライフステージとの関わ りで捉える」こととなった(p. 179-180)。

人の一生は自立期ばかりではない。乳幼児期や高齢期など他者のケアを必要とする、したがってまた他者をケアする時期を必然的に含んでいる。したがって、自立とケアは不可分の事柄なのである。20世紀後半に「標準家族」として理念化された「男性稼ぎ手モデル」では、男性は家庭の外で仕事、女性は家庭でもっぱらケアの担い手になるというライフコースを作り上げたが、80年代以降

には社会のさまざまな変化の中で妻も家庭の外での仕事につくことが多くなった。その結果、男性はケアを負担しないままに、女性はケアと外での仕事との二重負担を強いられることになった。「無償の家族のケアに依存した家族単位のケア政策が、現実に対応し得なくなってきている」。「性別分業社会を超えて、自立とケアを調和させていくには、どのような手立てがあるのだろうか」(p. 181-183)。

「自立した個人」とは、「ケア(育児、介護)を含む無償の生命再生産の領域と、有償の市場領域をトータルに捉えた上で、男女両性がこの両領域をフェアに担っていける「個人」である」(p. 183)。それを可能にする社会システムをどのように創るかが今日の課題である。これには大きく分けて3つの手法が考えられている。

第1は、「家庭の内に閉じ込められてきたケア を外部化して、社会的サービス(公共的、共同的、 企業化を含む)へ開放していく方法」である。こ れは、福祉とは個人が自立して生きるために不可 欠な社会的インフラストラクチャーであるという 考えに基づいている。その具体例はスウェーデン に見ることができる (p. 184)。第2は、「仕事と 同時にケアする権利を社会的に保障する, 時間確 保型の社会化しである。そのためには、フルタイ ム労働とパートタイム労働との相互転換が可能と なる制度をつくることが必要である。オランダに 具体例を見ることができる (p. 184-185)。第3 は、「家庭内の無償労働を社会的・経済的に評価 して、社会保障制度の中に組み入れる方法」であ る。外での仕事を中断して子育てに専念する期間 も年金受給の権利を有することとすることや、家 族介護者に対して介護手当を支給するものであ る。後者についてはドイツやフィンランドに具体 例がある (p. 185-186)。

「以上3つのケアに対する政策は,手法において異なってはいるが,対立したものではなく相補

⁽²³⁾ 竹信三恵子「書評『川崎賢子・中村陽一編《アンペイド・ワークとは何か》藤原書店』」『国際女性』第14

号, 2000年, 192頁。

的な関係にあり、性別分業を超えるための多様な 模索の形態といえるであろう。……変革期を生き る高校生が、一人一人自分らしい人生を選択する ためには、ケアとどう向き合っていくかは避けて 通れない問題である。女性には経済的自立を拒 み、男性には生活的自立を拒んできた性分業シス テムを超えて、いま世界でどのような模索がなさ れているかを知ることは、一人一人が生き方を考 える上で貴重な素材を提供しているといえるので はないだろうか」(p. 186)と、竹中は若い人々に 問いかける。

(2) ワークシェアリング

第七章は、ワークシェアリング政策について、 日本における現状とドイツ、フランス、オランダ での取り組みを紹介し、特にオランダの「コンビ ネーション・モデル」を詳しく論じたものであ る。竹中がまとめているところによれば、日本で はワークシェアリングは「雇用の維持・創出を目 的として、労働時間の短縮を行うもの」(2002年 3月29日の政府・労働組合・使用者団体の三者に よる基本合意)と定義され、2つのタイプ、すな わち「緊急避難対応型」(=企業ごとに所定内労 働時間の短縮と賃金カットの組み合わせにより雇 用の維持をはかる)と「多様就業型」(=中・長 期的に短時間労働者を増やす)に分けられた。そ して、その後の企業や地方自治体での取り組みを 見ると、「日本のワークシェアリングの実態はお しなべて緊急避難型であり、労働時間短縮とリン クさせて賃金水準を引き下げ. 雇用の流動化に 沿った形で展開されている」(p. 189-190)。

竹中がとりわけ注目するのがオランダでのワークシェアリングの政策である。それは、オランダではワークシェアリングの議論において家庭内のアンペイド・ワークの再配分も討議されたからである。その際に示されたシナリオは次の4つである。第1は「現状維持型」。これは、ケアをペイド・ワーク(外部サービス)化せずに、従来通り男性を主な稼ぎ手とし、女性がパートタイム労働に従事しながら主にアンペイド・ワークを担うと

いうものである。第2は「割当型」。これは、ケ アをペイド・ワーク化せずに、主に男性の労働時 間を短縮して、アンペイド・ワークを男女で平等 に分担するというものである。第3は「結合(コ ンビネーション)型し。これは、ケアのかなりの 部分をペイド・ワーク化し、加えて主に男性の労 働時間を短縮して (パートタイム労働化), アン ペイド・ワークを男女で平等に分担するというも のである。第4は「外部契約型」。これは、ケア をペイド・ワーク化し、男女共がフルタイムで働 くというものである (p. 196-197)。 そして1996 年に オランダ政府は第3のコンビネーション型 を政策形成のガイドラインとすることに決定 し、2010年をめどに「両親ともにパートの場合」 「週四日就労(29~32時間)・週休三日」を大き な目標とし、公的保育所の整備、パートの〔フル タイムとの〕均等待遇, 高水準の最低賃金制度, 有給の両親休暇制度 | を実現するという方針を打 ち出したのである (p. 199)。竹中は、「コンビネ ーション・モデルが推奨される理由は、現在の社 会システムで用いられている「男性稼ぎ手モデ ル | を「新しい個人 | に置き換え、男女それぞれ がペイド・ワークとケア・ワークをともに担う. 「開放された社会における時間配分ビジョン」 あるいは「時間配分の機会均等モデル」である点

日本のワークシェアリングの議論における決定的な欠陥は「シェアすべき「ワーク」概念の狭さ」だとして (p. 200), 竹中は「ワークシェアリング哲学の欠如」と題し次のように論じている。

にある」と述べている(p.197)。

「ワークシェアリングは、あたかも失業問題の処方箋のように考えられがちですが、本来のワークシェアリングの理念は、働き方の自由・生き方の自由を高めることにあります。現実に失業問題の解決策としての効果をもつにしても、それは結果として出てくるものであって、それが唯一の目的ではありません。

こうした主張が出てきた背景には、20世紀の働き方への反省があったといえるでしょう。効率至上主義の経済は、働く自由を拡大するのではな

く、働かせ方の自由を限りなく拡大してきました。つまり、雇い主のコントロールのもとに、時間が働く者からどんどん奪われていく過程だったといえます。人々は生活に必要な時間を削り取られ、金銭を稼ぐことに翻弄されてきたといえます(ましてや、金銭を稼げない人がさらに貧しい状態におかれてきたことはいうまでもありません)が、このように商品の奴隷になることが果たして本当に豊かなのか、という問いが発せられるようになったのではないでしょうか。

その意味でワークシェアリングは、20世紀の経済効率至上主義への反省から生まれた主張だったといってよいでしょう。ワークシェアリングの本質が、何よりも時間を働く者の主体に取り戻すことにあるとすれば、まずは社会のペイド・ワークとアンペイド・ワークをトータルに捉えた上で、これを男女がフェアに担える条件をつくり出すことが不可欠でしょう。なぜなら、性別分業が固定化された社会では、女性がアンペイド・ワークという私的領域に囲い込まれることによって、女性の働く自由・生き方の自由が大きな制約を受けるばかりでなく、男性もまた、生活時間を犠牲にしても稼がなければならないことで、過労死社会をつくり出しているからです。

もとより各人のニーズは個別・多様ですが、それぞれのニーズを主体的に選択することができ、かつ、その選択によって不利を伴わない制度を整備していくことが重要でしょう。そして何よりも、主体的な働き方が選択できるためには、労働時間による差別のない均等待遇の実現が必要です。つまりは、時間が短いだけではなく良質な短時間労働の創出こそが課題なのです。

社会・経済全体のあり方としても少子・高齢化の避けられない現在、ワークシェアリングはまさに、従来の働き方・生き方の根本的な価値転換を提起するものだといえるでしょう」(p. 200-201)。

(3) 「時間確保型社会化」

第八章は、男女雇用平等における「平等」の概 念を一層明確にすること、そして「男性稼ぎ手モ

デル | から男女がケアを共有する個人単位モデル へと転換させる課題について、ドイツの事例等を 参照しつつ論じている。2001年のILO第89回総会 で「社会保障の課題・挑戦・展望に関する決議と 結論」が出され、その中で「社会保障制度におけ る男女の平等への取り組み」として次の4点が示 された。すなわち、第1に、女性の労働権を保障 すること。第2に、社会保障制度を家族単位から 個人単位に変えること。第3に、男女の待遇の平 等を実現するだけでは不十分であり、子育てサー ビスの充実、経済的援助としての児童手当の改善 を行うこと。第4に、男女同一価値労働同一賃金 を保障すること,である。「その政策の基本は, 女性差別撤廃条約に謳われている. 現在の性別分 業の社会システムを根本的に改革していくという ところに置かれている | (p. 206-207)。

個人単位モデルを考えていく際の大きな論点は アンペイド・ワーク、特に育児と介護のケアをど うするかという点である。竹中は、「すべて外部 化する」という主張を支持しない。「ケアに必要 な社会的インフラストラクチャーが決定的に不足 している現状で、それを社会的に構築することを 軽視するものでは決してありませんが……ケア労 働を〔有償の〕仕事にとっての障壁として、それ をひたすらネガティブに捉えてゼロにしていく方 向だけをめざし、ケアの外部化が必要だというの は、問題ではないでしょうか。私自身は……選択 として「ケアする権利」も認めていくことが必要 ではないかと考えています」(p. 212)。「ケアする 権利」の個人単位化のためには、どのような具体 的政策が必要なのか。竹中は, デンマーク, スウェ ーデン、オランダ、ドイツの事例を先行研究を利 用して紹介している。デンマークにおける「家族 義務」に対する国家の経済的サポート(家族手当, 児童手当) 及びケア・サービス・サポート (保育 所、育児休暇制度など)による「家族責任」の軽 減。スウェーデンにおける長期の両親休暇(480 日。このうち60日は父親へ割当て)及び休暇中の 所得保障や育児期間中の労働時間短縮・児童手 当。オランダのコンビネーション・モデル(前 述)。ドイツにおける育児休暇の両親同時取得や「親期間」中の労働時間短縮など(p. 213-218) (24)。「形は違っても全体的に見て,ケアを外部化するために,公的な機関や広くNPOをも含めた市民的互助を充実させていくという方向と同時に,「ケアする権利」も選択できるという方向……に進んでいるといえる」(p. 218)。「男女の雇用平等政策が単なる市場内の機会均等にとどまらず,人間の再生産領域に対する施策へと拡げられると同時に,その中で個人単位化の施策が進んでいるとみていい」(p. 220) と竹中はいう。

日本では賃金制度が基本的に男性を稼ぎ手とす る「家族賃金」の形態を取っており、社会保障制 度も家族(世帯)単位であり、したがって「結果 的に、無償労働の担い手は圧倒的に女性」(p. 221) とならざるを得ないのが実情である。「どう しても今の「男性稼ぎ手モデル」を改革していく ことが、非常に差し迫った課題だということにな る」(p. 222)。「世帯単位から個人単位への変革 は、同時に「個の自立」をどう確保するかという 問題と不可分」である。性別に中立的でない社会 保障制度は廃止すべきであるが、そのためには「労 働市場における基本的ルールとして……雇用上の [男女] 差別を排除することが不可欠 | であり、 女性に「税金や社会保険料を払えるような賃金 を. 同一価値労働同一賃金で保障することが進め られなくては」ならないのである(p. 225)。

最終章の第九章で、竹中は自身の研究史を振り返り、21世紀の喫緊の課題として「ケア不在の男性稼ぎ手モデル」から「ケアつき個人単位モデル」への転換が必要であることを再度強調している。男女が共に「ケアする権利」を保障される社会を目指すことこそが竹中のいう「時間確保型社会化」である。

竹中恵美子は、自身の家事労働(アンペイド・ワーク)=ケア論と共鳴する議論として、アマルティア・センの「ケイパビリティ(capability、潜在能力)アプローチ」と、ILOの「ディーセント・ワーク(decent work) | の主張を挙げている。

ケイパビリティ・アプローチとは、「人は何を なし得るか、あるいは人はどのような存在であり 得るか」という点に立って生きていく力(ケイパ ビリティ)を高めることが大切だという、センが 提示した新しい考え方である(25)。ケイパビリティ (潜在能力)を高めることに果たすケアの役割を 竹中は次のように述べている。「A. センは、人間 の豊かさとは、金銭や欲望の充足だけで計られる ものではないとして、人間の潜在能力を高める上 で果たすケアのもつ重要性を指摘する。センによ れば、ケア労働は、献身・責任・協力感情という ような動機と結びついた人間関係的労働であり、 自分自身の利害にのみ動機づけられて行動するも のではなく, 利他的な側面をもつ。もしケアがそ うした人間的側面を培い、人間の潜在能力を高め るのに資するものであるとすれば、こうした側面 を一方的に減らす方向でのみ政策を考えるべきで はないということになろう」(p. 236)⁽²⁶⁾。

この竹中の指摘を補強する観点から、ケイパビリティを高めるためにジェンダー平等が果たす役割を述べているセンの一文をここに挙げておきたい。

「社会的条件が、ある人から(仮に選ぶことができたなら価値のある選択肢を)選択する勇気を奪っている(あるいは断たれているものを「欲する」ことさえ奪っているかもしれない)としたら、その人に現実に実質的な選択肢があると仮定して倫理的評価をするのは公平ではない。ここでは「社

[№] 考察ーケイパビリティを高めるために

⁽²⁴⁾ ドイツは2007年に「育児手当」(定額)を、子の出生前の賃金の67%を保障する「親手当」へ転換すると共に、14ヶ月の親手当受給期間のうち2ヶ月は父親だけが受給できること(「パパ・クォータ(割当て)」)

とした(ただし一人親の場合は14ヶ月)(p. 237 - 238)。 (25) アマルティア・セン/鈴村興太郎訳『福祉の経済学 - 財と潜在能力』岩波書店、1988年。

会的規律」に由来するものも含めて、すべての障害を考慮にいれたうえで、実際に享受されている 真の自由に着目することが問題となる。

人々が「欲することのできるもの」に過剰に依存してきたこと、特に、あまりに抑圧されていたり、多くを欲する勇気が持てないほど打ち砕かれている人々の要求を無視してきたことは、功利主義倫理学の短所の一つである。潜在能力の勘定において同じような誤りを犯すのは望ましくない。……この問題は、(例えば、伝統的な社会制度において女性が隷属的な役割を受け入れることを強いられている場合のように)、相対的な困窮を受け入れざるを得ない条件におかれている犠牲者たち自らに支えられて固着化してしまった不平等を

取り扱うときは特に重要である」(27)。

ケイパビリティ・アプローチが、ジェンダー平等に向けて用いられる道がここに示されている。 ジェンダー平等に立って家庭・市場・国家・市民 社会をケアの供給組織としてどのように再編する か。その議論の方向性をケイパビリティ・アプローチが提示している⁽²⁸⁾。

次に、ILOが提案するディーセント・ワークについてである。竹中は、ディーセント・ワークを「権利が保障され、十分な収入を得、適切な社会的保護のある生産的仕事」だと定義し、さらにそれを「人間としての尊厳を保って生きられる生活、あるいは働き方」と説明する。竹中はILOのギー・スタンディング(Guy Standing)による解

- (26) 竹中は、アマルティア・セン/池本幸生・野上裕 生・佐藤仁訳『不平等の再検討-潜在能力と自由』岩 波書店、1999年の参照を指示している。第五章で触れ られている通り、家事=ケア労働に関わるセンの議論 におけるキーワードとして、「潜在能力」と共に「協 力的対立 (cooperative conflict) | がある。これは、世 帯内における生産と分配・消費に関わる世帯構成員間 の「協力」と「対立」の関係を説明する概念である。 久場嬉子の説明によると、「A. センによれば、家族や 世帯内のジェンダー対立は、専ら経済的な利害が衝突 する階級対立とは大きく異なっている。男性と女性が 共同生活や共同居住によって関心や体験を共有し、ま た一緒に行動をすることにより、そこには「広範な協 力的行動という土台」が形成されており、ジェンダー 間の利害の衝突も、その協力的フォーマットの上に現 れ出てくる」。久場嬉子「ジェンダーと「経済学批判」 - フェミニスト経済学の展開と革新」竹中恵美子・久 場嬉子監修/久場嬉子編『叢書 現代の経済・社会と ジェンダー 第1巻 経済学とジェンダー』明石書 店, 2002年所収, 38頁。
- (27) アマルティア・セン/池本幸生他訳,前掲『不平等の再検討』235~236頁。引用文中で「功利主義倫理学の短所」と呼ばれていることについて説明しておこう。功利主義(utilitarianism)とは、社会を構成する人々は自身の主観的満足(=効用,utility)をできるだけ大きくするように行動するものであり、その個人的効用の総和をできるだけ大きくする社会がよい社会だと説いたベンサム(J. Bentham)に始まる倫理学説である。例えば、社会を構成する人々のうちの誰かひとりの効用を、その他の人の効用を低下させることな

く引き上げることができるとすれば、そのような措置 (政策) は当該社会にとって望ましいというのであ る。経済学は、この学説を利用して、ある人の効用を 低下させることなしには別の人の効用を引き上げるこ とができない状態が、当該社会にとって最適な厚生(福 祉)の状態(つまり最適な資源配分の状態)であると いう考え方を導き出し、さらに完全競争にもとづく市 場メカニズムはこの最適な厚生の状態をもたらすこと を理論的に証明した。これが「厚生経済学の基本定理」 と呼ばれるものである。ここから直ちにいえること は. 例えば、困窮に喘ぐ人と贅沢三昧の人とが共に暮 らしている社会において、 贅沢三昧の人の効用を低下 させない限り困窮に喘ぐ人の効用を引き上げられない とすれば、その社会は「最適状態」にあるということ になってしまう。困窮に喘ぐ人がなんらかの社会的条 件によってそこから脱することを知らなかったり、脱 する勇気をもてない事情にある場合。その社会は「最 適状態」に止まったままである。これを良しとする判 断が倫理的に誤りであることは直感的にわかるはずで ある。だからセンは、「この問題は……相対的な困窮 を受け入れざるを得ない条件におかれている犠牲者た ち自らに支えられて固着化してしまった不平等を取り 扱うときは特に重要である」と述べているのである。

(28) 松野尾裕「The Capability Approachへ - 人間への励ましとしての経済の原理を求めて」『地域創成研究年報』第2号、愛媛大学地域創成研究センター、2007年所収を参照。なお、大江健三郎がセンとの往復書簡の中でケイバビリティを「伸びる素質」と訳している。これはいい訳語である。大江健三郎『大江健三郎往復書簡 暴力に逆らって書く』朝日文庫、2006年、264頁。

説を次のように紹介している。「20世紀は労働と いう行為を1つの社会的権利にまで高めた人類史 上最初の世紀だった。労働することは権利という 名において義務となり、賃金を稼ぐ能力を極大化 する方向に進んだ。こうした歴史的状況の中で. 本来ケアを与えることは人間の条件の価値ある一 部であり、ケアを必要とすることが人間の条件の 一部であるにもかかわらず、むしろ、ケア・ワー クが社会的資格を得るための標準労働量にとって の障害、すなわち「労働の障壁」とみなされるよ うになった。ケア・ワークとは、「一人ないし複 数の他人の身体・精神・発育に関するニーズの世 話をやく仕事(work)」と定義できる。この仕事 に要求される技術は、これまで適正に認識される ことがほとんどなかったが、相対的に高度な「社 会的習熟しが求められ、情緒的介入も他の多くの 仕事に比べてはるかに多く、またストレス度も高 い。このような独特な構造を持つ仕事であること が、この仕事の失費や非効率を暗に意味してい る。身近な人たちをケアすることは私たちのアイ デンティティの一部であり、したがって、社会的 調整のための一連の制度が必要となることを認識 しなければならない。ケアする権利と必要な場合 にケアを受ける権利は、21世紀の進行につれて進 展することになるだろうが、この点でILOは先頭 に立って働くことができるだろう。ケア・ワーク を行う権利は、ILOの「ディーセント・ワーク」 戦略の不可欠な一部である | (29)。

このような家事労働(アンペイド・ワーク)としてのケア・ワークの意味を積極的に説く主張に対して、これは家族の存在を前提とした考え方であって、結局ケアの社会化を遅らせることになるという批判がある。また家事労働の貨幣評価も同じ発想にもとづくものだとして批判的な議論があることは第五章で論じられている。確かに、ケア・ワークの「利他的な側面」や「人間の条件の価値ある一部」といった点が一面的に強調され、ケア・

ワークを可能とする社会的環境の構築(制度と意識)についての議論が後回しにされてはならない。家事労働として「ケアする権利」が保障されるということにしても、同時に「ケアしない権利」が保障されなければならないし、「ケアされる権利」と同時に「ケアされない権利」もまた保障されなければならない。問題は、家事労働としてのケアがこれまで性別役割分業のもとで女性に押し付けられ、そのことによって女性のケイパビリティ(「伸びる素質」)が大きく損なわれてきたことであって、竹中がいいたいことは、ケアの社会化のあり方についての議論は、この問題を解決するためにこそあるのだということである。

付論として収められた「高齢社会をよくする女性の会・大阪」会報に連載された文章では、「介護の社会化」をテーマにして竹中の意見が率直に述べられている。その中の1つを以下に紹介しておきたい。それは、新聞(1997年6月16日付『毎日新聞』夕刊)に掲載された一男性による、「社会的介護」とは女性の自己実現(実は「カネ儲け」)のための手段であり、その結果は介護費の天井知らずの膨張だとする文章(暴論!)に対する、竹中の反論である。

「第一に、家族介護こそ人間味溢れる真の介護であって、金銭で結ばれた契約介護は貧しいとする独断である。まさに愛の共同体幻想に蔽われた家族観に他ならないが、限度を超えた家族介護が生み出す修羅場は、介護する人、される人双方にとって、多くの悲劇をもたらしている。

第二に、介護は女性の仕事という根づよい性別役割分業観に立っていることである。この際自己 実現が、なぜ男性には許され、女性には認められ ないのかを逆に問いたい。また働く女性の地位や 処遇が、自己実現とは程遠い状態にあることは、 〔新聞掲載文の〕筆者も十分承知のはずである。 ならばなおさらのこと、つまらぬ労働をやめて、 家庭の仕事の方がもっと重要だといいたいのかも

出版, 2004年, 197頁。

⁽²⁹⁾ 関西女の労働問題研究会・竹中恵美子ゼミ編集委員会『竹中恵美子が語る「労働とジェンダー」』ドメス

しれない。いずれにせよ、浮かんでくるのは、典型的な性別役割分業観であり、むきだしの男性の エゴでしかない。

第三に,筆者は「社会的介護」は天井知らずの 財源が必要だと言われるが,女性たちは,超高齢 社会は社会保障費の巨大化が伴う社会であること を十分自覚した上で,女性もまた,その財源の担 い手として,社会に参画したいと願っている。そ うした女性たちの声のあることを,ご存じないの だろうか。

一人一人の人間が、たとえ家族がいなくても、人間として尊厳ある生をまっとうできる社会サービスを準備すること、それこそ豊かな社会の基本条件であり、二一世紀社会の課題であると思うのだが」(p. 259-260)。

そして竹中はいう。「人間らしい生活の自立と人間の尊厳を大切にするための介護の社会化なればこそ、なおさら介護する人とされる人との心の触れ合いと高い専門性が求められる」(p. 267 – 268)、「したがって今必要なのは、介護者の人権としての労働権の確立である」(p. 281)と。

この指摘は介護のみならず育児にもそのままあてはまる。上に引用した文章は、誰のためのケアなのか、何のためのケアの社会化なのかを問う竹中恵美子の真骨頂が示された一文である。

アンペイド・ワークとペイド・ワークの二重負担は発展途上国の女性たちにとっても深刻な問題である。そこでは家事労働のみならず、インフォーマル・セクター(制度や統計等に表れない,種々の雑業的経済分野)でのアンペイドの労働が存在している(p.118)。第四章で取り上げられている通り、ILOが「女性は全世界の3分の2の労働を担っている。にもかかわらず、女性の受け取る収入は全体の10%でしかない。そして女性が所有している資産は1%以下でしかない」と発表したの

が1980年である。経済問題を市場における活動だけでもって論じている限り、アンペイドで営まれる活動がまったく捉えられないのは当然である。

「非市場経済における女性の生産的な労働つまり家事労働は、狭義の経済概念からいえば、いわゆる経済活動の外側にあることになります。発展途上国の場合は家事労働ではなく、実際に文字どおり経済活動をしているにもかかわらず、まったくペイが払われないという形で存在しているわけですから、先に述べましたアンペイド・ワークにはいろいろ種類がありますが、どの種類の労働に男女がどのように携わっているのか、社会的に目にみえる形に表すことがきわめて重要だ」(p. 119)と竹中はいう。

発展途上国における、さらには途上国と先進国との関係におけるアンペイド・ワークの問題、ケア(ケアリング・ワーク)の問題に関する研究は緒についたばかりである⁽³⁰⁾。

⁽³⁰⁾ B. ドゥーデン・C. v. ヴェールホーフ/丸山真人編 訳『家事労働と資本主義』岩波現代選書, 1986年, 竹 中恵美子・久場嬉子監修/伊豫谷登士翁編『叢書 現 代の経済・社会とジェンダー 第5巻 経済のグロー

バリゼーションとジェンダー』明石書店,2000年,M. C. ヌスバウム/池本幸生・田口さつき・坪井ひろみ 訳『女性と人間開発-潜在能力アプローチ』岩波書 店,2005年を参照。